

令和7年第3回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和7年9月19日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

副議長	9番	田村幸子君
-----	----	-------

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君
監査委員事務局長	細谷敦君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程第6号

令和7年9月19日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第7-1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第3 認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

- 認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定について
- 日程第4 議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第75号 市道路線の認定について
- 議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）
- 議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）
- 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

（追加その1）

- 日程第5 委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第7-1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第3 認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について
 - 認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について
 - 認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

- 認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定について
- 日程第4 議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例について
- 議案第75号 市道路線の認定について
- 議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）
- 議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末
（C h r o m e b o o k）購入）
- 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1
号）
- 議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

（追加その1）

- 日程第5 委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持の
ための政府予算に係る意見書について

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は9番田村幸子君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局

職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番内桶克之君、10番益子康子君を指名いたします。

請願第7-1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、請願第7-1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

審査が終了しておりますので、教育福祉委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

委員長鈴木宏治君。

〔教育福祉委員長 鈴木宏治君登壇〕

○教育福祉委員長（鈴木宏治君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました請願につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条1項第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、9月4日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願第7-1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願では、学校現場での様々な課題を解決し、子どもたちの豊かな学びを保障するためには教職員定数改善やさらなる少人数学級の実現が不可欠であり、また教育を一定水準に維持するためには、義務教育費国庫負担制度の堅持が不可欠であるなどの請願趣旨などを確認し、採決の結果、全会一致により当請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました請願の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

これより討論に入りますが通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件は、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について

認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定について

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、決算特別委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員会委員長内桶克之君。

〔決算特別委員長 内桶克之君登壇〕

○決算特別委員長（内桶克之君） 今期市議会定例会において決算特別委員会付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月8日、9日、10日の3日間にわたり、執行部より関係部課長の出席を求め、認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定についての5件の審査を行いました。

審査に当たりましては、適正に予算が執行されたか、施策や事業の目的が達成されたか、市民サービスの向上に貢献したか、今後改善を要する点などの視点で審査をいたしました。

審査の過程での主な質疑、意見について、簡潔に御報告申し上げます。

まず、市長公室所管では、ドローン人材の育成や職員に対する研修の内容、職員採用試験委託料などについて質疑がありました。また、職員の健診受診率やマイナンバーカードの交付率についての確認をしました。

政策企画部所管では、地域おこし協力隊のなり手不足の課題や、子育て拠点施設整備事業ムトトのもりの利用状況などについて質疑がありました。また、移住者数の実績などについて確認をしました。

総務部所管では、行政区加入促進事業の内容と成果や公用車の処分、配置状況、市税の収納対策事務について質疑がありました。

消防本部所管では、消防ポンプ車やAEDの点検、更新などについての質疑がありました。また、岩手県大船渡市の山林火災災害発生現場への消防隊員の派遣状況について確認しました。

保健福祉部所管では、ひきこもりサポート事業や生活習慣病予防事業などについての質疑がありました。また、認知症サポーター養成講座やいこいの家「はなさか」の利用状況を確認しました。

こども部所管では、生殖補助医療費助成事業や虐待、DVの実態などについて確認しました。

市立病院所管では、経営状況や病院経営強化プランについて確認しました。

教育部所管では、英語検定試験料の助成や民間連携等学力向上事業の成果、学校体育館のエアコンの設置状況、学校プール民営化事業、学校給食でのオーガニック米の状況、図書館資料のリユース状況などについて質疑がありました。また、県下中学校交歓笠間市駅伝大会事業では、より多くのチームの参加ができるように取組をとの意見がありました。

環境推進部所管では、蜂駆除防護服の利用状況や、資源物回収による売払い代金の収入などについての質疑がありました。

産業経済部所管では、笠間コンシェルジュ事業の内容や市内誘客促進イベントの効果、観光周遊バス運行事業、バーチャル観光案内システムなどについての質疑がありました。

都市建設部所管では、友部駅、岩間駅の駐車場利用料や住宅使用料の収入状況、宅地創出促進補助事業の内容について質疑がありました。

下水道部所管では、下水道事業における営業外収益の減額の要因や下水道事業における污水管マンホール更新事業などについての質疑がありました。

以上が審査の過程における主な質疑、意見です。

次に、討論では、認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論と賛成討論がありました。

以上を踏まえ、採決では、認定第1号について賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。また、認定第2号から認定第5号については、全会一致で原案のとおり

り認定すべきものと決しました。

以上が審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 以上で決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論いたします。

討論は、認定第1号について、反対討論を行います。

その中の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、反対討論をいたします。

初めに、令和6年度一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論をいたします。

令和6年度一般会計歳入歳出では、歳入合計は予算現額383億7,030万円、収入済額367億9,761万余円です。

反対する理由、一つは、歳入済額の中の教育費負担金、小学校費320万5,620円のうち183万1,140円は、児童89人分としてスクールバス保護者負担金を収入したものであります。また、中学校費105万540円のうち31万5,000円は、生徒7人分としてスクールバス保護者負担金を収入したものであります。これには幾つかの減額規定がありますけれども、基本は児童は4キロ以上、生徒は6キロメートル以上は無料という規定を適用し、4キロメートル未満の児童、6キロメートル未満の生徒のスクールバス料金の負担を保護者に求めたものです。

これは文科省の基準にも示されていることでもありますけれども、文科省の示すこの基準は最低基準を示したものであり、例えば児童は2キロメートル以上、生徒は3キロメートル以上など、実情に合わせてこれを上回る基準を適用することは自治体の判断でできることです。

そもそも小学校3校、中学校1校を廃校にして、小学校は笠間小学校に、中学校は笠間中学校に統合することに大多数の地域の方々、保護者、教職員が賛成したとは思いません。少なくない地域の方々、保護者、教職員から統廃合には疑問の声がたくさん寄せられたことを思い出します。行政の都合で統廃合し、その結果、通学距離が長くなり、前述の規定

を適用されてスクールバス料金負担が生じたとなれば、それは不合理なことであります。

市の子育て支援の一環として通学費の支援など、市は子育て支援に力を入れておりますが、それはこの問題とは別なものです。スクールバス保護者負担金制度の問題点をしっかり解決することが基本と考えます。

2番、衛生手数料、塵芥処理手数料1億8,875万5,500円のうち1,427万9,600円は、環境センター塵芥処理手数料家庭系1,427万9,600円が含まれております。これは持込みごみ手数料として収入したものが含まれております。

御存じのように、稲田、福原、福田地区、大橋、本戸地区、笠間地区などでは、エコフロンティア笠間に持ち込むことができなくなった持込みごみを、運搬の距離が伸び、時間もかかる柏井の環境センターまで運ばなければなりません。市内どこからでも一律料金なんです。

市民に対する公平性の原則から、遠方からの場合は料金の割引があつてしかるべきだという市民の声があります。不合理な料金制度による手数料徴収は合理性を欠くものです。その収入は、制度を改正し、割引料金を適用すべきであると考えます。

歳出合計は、予算現額383億7,030万円、支出済額350億4,353万8,652円です。その中の1、台湾交流事業事務所運営2,583万2,000円は、台湾交流事務所運営に関わる業務委託費2,543万900円と、台湾交流事務所代表者変更に伴う業務委託費39万9,000円として支出したものであります。

私たちは海外の都市との文化的、学術的、スポーツなどの交流を通じて人々が互いの文化、生活、考え方に理解を深め、友好を深めることは重要だと考えております。特に海外の近隣地域との交流は大切なことと考えます。

しかし、事務所運営費だけで年間2,500万円以上、人件費を加えると約3,000万円以上になるのではないかと思います。人口10万人以下の自治体で海外に事務所を有する自治体があるのでしょうか。県内にはあることは分かりません。知りません。全国でもあるのかどうか、これだけの費用をかける必要があるとは思えません。

マイナンバーカード交付事業として、国からの交付金3,586万3,364円を支出しました。マイナンバーカード申請件数7,312件、マイナンバーカード交付件数6,688件。

政府は、市民のマイナンバーカード取得を皮切りに、健康保険証をひもづけてマイナ保険証、マイナ免許証へその範囲を広げようとしております。そのために国は2兆円以上の経費をかけ、国民1人当たり最大2万ポイント、2万円をかけてマイナンバーカードの取得を国民に奨励しました。

これと同時に、国は自治体が有する個人情報保護条例を廃止させ、新しい基準に緩和し、個人情報保護基準を緩めた条例に転換させました。国は個人情報の漏えい防止基準を緩めた上で、自治体が有する市民の個人情報を利活用すると称して民間事業者に利活用させようとしております。個人情報の漏えいにつながり、国家機関が個人情報を把握、管理する

管理国家へ進む危険性があると懸念をしております。

令和6年度一般会計歳入歳出決算では、学校教育、子ども・子育て、生活保護、消防事業での市民の命を守る活動、道路の安全対策など暮らしに欠かせない重要事項に対ししっかり手当をした歳入歳出の記録があり、市民生活に貢献したことが示されています。

しかし、歳入歳出の一部に上記のような問題点があると私たちは考えておりますので、この決算に100%賛成することはできません。認定できないと判断をいたしました。

よって、令和6年度一般会計歳入歳出に関する認定に認定できないと認定に反対いたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただけますようお願い申し上げまして、認定に関する反対討論といたします。

次、令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算に、反対の立場で討論いたします。

令和6年度国民健康保険税では、収入額において、医療給付費分現年度課税分7億3,078万4,256円、後期高齢者支援金分現年課税分3億9,467万4,988円、介護納付金分現年課税分1億4,009万8,346円、現年度課税分税込合計は12億6,555万7,590円であります。

令和6年度は税率改定はありませんでしたので、医療分、支援分の所得割、均等割も変更なしであります。医療給付分の所得割は6%、均等割額は2万円、後期高齢者支援金分3.3%で、均等割額は1万1,600円、そのほか規定はそのままであります。

均等割額の中で子どもの均等割額は半額になり、これは前進したものでありますが、半額が残ったままです。国保世帯は、年間所得が100万円未満の世帯が50%を超えるなど、所得水準の低い世帯が多く占めております。この階層で2割、5割、7割、軽減措置がありますが、十分な措置とは思いません。基本的に労働収入がない18歳以下の子どもに均等割額という税金がかかっていることになります。これはなくすべきだと考えます。この世帯を含む多くの世帯に重い国保税がかかっております。この措置が是正されず、施策が執行されました。

よって、令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対いたします。議員の皆様方には、御理解と御賛同をお願い申し上げます、反対討論といたします。

三つ目、令和6年度後期高齢者医療特別会計に、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療保険料が令和5年時に比べ令和6年にかけて、均等割額が4万6,000円から4万7,500円に上がりました。所得割率が8.50%から9.66%に値上がりしました。これにより、収入額として特別徴収保険料、普通徴収保険料、双方の保険料が改定前に比べて増加したものと思います。

本市では、令和5年から令和6年にかけて、夫婦2人世帯のケースでは、年金所得がゼロ、7割軽減では夫や妻100万円、5割軽減では夫140万円、2割軽減では夫190万円、軽減なしでは夫の保険料が値上げになっています。低い収入、所得で暮らす高齢者にとって高い保険料の是正がないまま経過したことは、高齢者に重い負担となっていました。

この原因は、直接には茨城県後期高齢者医療広域連合が保険料の値上げに踏み切ったこ

とにあります。値上げをしないように努力することが必要でしたが、広域連合としての努力が足りなかったことがあると考えます。

それでは、県、国の支援は足りていたのでしょうか。そうではありません。国や県の支援は十分ではなく、値上げ抑制にはならない対応でした。それでは市の支援が十分だったのかといえばそうとは言えないと考えます。市からの必要な支援は可能だと思います。それに取り組むことができなかつたことも値上げの要因の一つだと考えます。所得の低い人に重い負担をかけたことにより、それを回避する努力が十分には行われませんでした。これが住民負担増の要因と考えます。

よって、令和6年度後期高齢者医療特別会計の認定に反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（畑岡洋二君） 続いて、3番河原井信之君。

〔3番 河原井信之君登壇〕

○3番（河原井信之君） 政研会の河原井です。

認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をします。

令和6年度は、未来に向けた笠間市づくりを重点課題と設定し、笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトStage2をはじめ、防災、災害回復力の強化、地域の稼ぐ力強化プロジェクト、女性・若者活躍促進プロジェクトの四つを重点プロジェクトとした予算が編成されました。

あわせて、市役所にこども部が新設され、こども政策課、こども福祉課、こども育成支援センターの三つの課が配置されています。総合的な子育て支援の推進と、保育士や社会福祉士、心理士、精神保健福祉士などの専門職が連携しながら、妊産婦や子育て世帯などから相談を受け、必要な支援を一体的に実施するための体制強化が図られ、当事者目線に立った子育て支援策を実行する、前年度比プラス2.4%増の予算となりました。

決算状況を見ると、歳入は前年度比2.1%の増、歳出は3.0%の増となり、歳入歳出の差引き後の経常収支は17億5,407万3,000円となっています。繰越金等を差し引いた単年度収支は1億1,504万2,000円の黒字決算となりました。歳入で市民税が定額減税によって大幅に減少していますが、国からの特例交付金によって補填されています。また、固定資産税が前年度に引き続き増収になっていることから、財政調整基金からの繰入額が減少しています。笠間市の財政の健全性は向上していると言えます。

歳出のほうは、情報系システム機器更新事業や障害者児童福祉関連事業、スマートインターチェンジや小学校の整備事業の支出が増えています。

特別会計の決算状況は、前年度に比べ歳入が1%の増加に対し、歳出は0.5%の増となっています。特徴点を挙げると、国民健康保険特別会計で国民健康保険税収が減ったため、国民健康保険税財政調整基金を取り崩しています。令和5年度の単年度収支が赤字だった

介護保険特別会計は、保険料の引上げによって黒字に転換しました。

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入が367億5,138万4,000円、歳出が350億4,353万9,000円ですから、令和6年度決算書を見る限り、笠間市の財政は健全であると言えます。

ここで、決算特別委員会の討論の際に発言された教育費負担における保護者負担の在り方と特別会計の一般会計からの法定外繰入金について意見を述べさせていただきます。

学校における教材費や給食費など、本来公費で賄われるべきではない受益者負担の性質を持つものや、公費から除外された項目については、受益者負担の原則に基づいて、受益者である保護者が負担するのは当然のことだと思います。とりわけスクールバス料金については、国の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令により、小学校にあっては通学距離がおおむね4キロ以内、中学校にあってはおおむね6キロ以内と定められており、それに基づき、笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例の中で無料化や料金の軽減制度が定められています。希望者全員を無料化するということは、一方で正規のバス代を払って通学している子どもたちとの不公平が生じ、税の公平性から適切ではありません。

次に、一般会計から特別会計への繰入れの問題についてです。

一般会計が行政運営の基本的な経費を扱うのに対し、特別会計は国民健康保険、介護保険、水道事業など特定の目的を持つ事業の収支を明確にするために、一般会計とは別に設ける会計です。特定の収入と特定の支出を一体で経理することで、事業ごとの収支を明確にし、経営状況を把握しやすくするために設けられています。法律に定められた範囲内であれば、一般会計から特別会計へ繰り入れることができます。しかし、繰入れが常態化してしまうと、予算を固定させ、事業の見直しを妨げる可能性があるため、不要な繰入れは避けなければなりません。

特に、国保税を下げるために国民健康保険会計に一般会計から法定外繰入れをすることは、既に社会保険を支払っているサラリーマンの税金を使うことになり、税負担の不公平が生じます。税負担の公平性から、一般会計や国民健康保険会計への法定外繰入れは行うべきではありません。

以上の理由から、認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の意を表明するものです。議員各位の御理解を賜り、賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

初めに、認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、マイクの賛成ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） マイクの賛成ボタンを押すと、賛成ボタンのランプが点滅から点灯に変わります。

賛成ボタンを押した方は、賛成のボタンのランプが赤く点灯しているか御確認ください。確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 確認漏れがないようなので、採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第75号 市道路線の認定について

議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）

議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）

議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（畑岡洋二君） 日程第4、議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）の16件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより清掃施設整備等調査特別委員会並びに各常任委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

初めに、清掃施設整備等調査特別委員会から、委員会条例第12条第1項の規定に基づき、委員長に代わって副委員長に報告を願います。

副委員長益子康子君。

〔清掃施設整備等調査特別副委員長 益子康子君登壇〕

○清掃施設整備等調査特別副委員長（益子康子君） 今期市議会定例会において、清掃施設整備等調査特別委員会に付託された議案につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げますところ、委員会条例第12条第1項の規定に基づき、委員長に代わりまして副委員長である私が御報告申し上げます。

当委員会は、9月2日に、執行部より環境推進部資源循環課の出席を求め、議案第78号、笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、環境センター整備改良検討業務に関する予算の審査を行いました。

審査過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、報償費7万2,000円の内訳について、検討業務委託の受注者選定審査会に係る外部委員への謝礼と調査検討業務に対する所見を求めるための有識者への謝礼であることを確認しました。

次に、環境センター設備改良検討業務委託料について、令和7年度の補正予算額867万7,000円は、調査期間が限られるため、既存構造物等の健全性調査と修繕点検の履歴確認などの範囲で、令和8年度債務負担行為の限度額3,480万円は、調査を踏まえた判定、結果を踏まえた改良範囲の検討と精査を行い、概算工事費を算出し、コスト効果のバランス比較などを実施していくと確認しました。

また、規模縮小についての調査実施予定の有無や延命化を行った場合の耐用年数についての質疑などもあり、規模縮小の可能性とともに、規模縮小した場合、コストについても算出し、コストと効果のバランスを見て判断していく、延命化の耐用年数は20年を目標としていると確認しました。

いずれにせよ、この補正予算の執行により施設設備の調査診断を行い、調査を踏まえた上で概算の工事費を算出し、コスト等の効果について比較を行うことで、今後の施設の整備の方向性が見えてくるもので、当委員会としても調査結果は貴重なデータになるものと考えております。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、総務企画委員会委員長より報告願います。

委員長川村和夫君。

〔総務企画委員長 川村和夫君登壇〕

○総務企画委員長（川村和夫君） 今期市議会定例会において、総務企画委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報

告申し上げます。

当委員会は、9月3日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第70号外4件の付託議案の審査を行いました。

審査過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児部分休暇の取得方法などについて質疑がありました。

次に、議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、改正による申請者の利便性について確認しました。

次に、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）であります。消防本部警防課所管では、消火栓の撤去工事費について質疑がありました。

企画政策課所管では、統計調査に係る委託料や生活支援事業の内容について質疑がありました。

総務課所管では、地域交流センターいわまの施設や広場の修繕内容について質疑がありました。

資産経営課所管では、公用車に設置するカーナビ等に係るNHK放送受信料の件数と金額、落雷による建物災害の件数などについて確認しました。

資源循環課所管では、可燃ごみ収集袋の製造の仕様などについて確認しました。

なお、議案第71号及び議案第73号は、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

最後に採決でございますが、以上のような審査を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長鈴木宏治君。

〔教育福祉委員長 鈴木宏治君登壇〕

○教育福祉委員長（鈴木宏治君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月4日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第74号外7件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑を申し上げます。

初めに、議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末購入）

では、市内で使用しているタブレット端末の種類ごとの故障率についての質疑がありました。

次に、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）では、学務課所管の備品購入費に関し、学校に設置する通話録音機器の概要とその有用性についての質疑がありました。

なお、議案第74号、議案第79号から議案第83号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、建設産業委員会委員長より報告願います。

委員長長谷川愛子君。

〔建設産業委員長 長谷川愛子君登壇〕

○建設産業委員長（長谷川愛子君） 今期市議会定例会において、建設産業委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月5日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第75号外4件の付託議案の審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑や意見などについて御報告を申し上げます。

初めに、建設課所管の議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）では、修繕工事の対象となる橋りょうの老朽化の状況について質疑がありました。

次に、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）についてであります。農政課所管では、畜産機材等導入支援事業補助金、農業被害防止事業補助金について、補助対象の範囲や金額などの質疑がありました。

商工課所管では、外国人材支援センターの運営状況についての質疑がありました。

観光課所管では、危険木伐採の場所や作業方法、北山公園の展望塔の修繕箇所などについて質疑がありました。

管理課所管では、道路維持費工事の箇所、整備内容、事業の進捗状況を確認しました。

都市計画課所管では、井筒屋裏の石積み工事の概要や人車の計画についての質疑がありました。

次に、下水道課所管の議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでは、管路施設修繕工事費の減額理由や硫化水素濃度測定についての質疑などがございました。

なお、議案第75号、議案第84号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第

であります。

以上のような審査結果を踏まえ、当委員会に付託になりました全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 以上で、清掃施設整備等調査特別委員会並びに各常任委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論いたします。

一つ、議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

提案理由には、本案に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでありますとあります。その上で、笠間市手数料条例の一部を次のように改正する。第5条第1項中第3号、笠間市税条例第87条の規定による住所証明書を申請した者を削り、第4号を第3号とするとあります。また、理由には、本案に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとあります。

そして、笠間市手数料条例の一部改正については、笠間市手数料条例に規定された第5条の免除規定から軽自動車税用住所証明書の交付事務を廃止し、標準準拠システムの運用開始日から施行させようとするものであります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に基づく地方公共団体情報システムは、茨城県通知により、従前は無料交付としていた軽自動車税用住所証明書が茨城県通知により廃止となることから、所要の改定を行うものであるとしております。

システムの標準化、共用化では自治体カスタマイズが抑制され、国の定めたひな形に自治体の業務を制限するなど、地方自治を侵害する重大な問題があります。今まで無料であったものに300円の手数料がかかることになる、そのための条例改正であります。地方自治を制約し後退させるようなことはあってはならないと考えます。よって、この条例案に反対をいたします。

議員の皆様方には、この趣旨を御理解いただきまして、反対に御賛同いただけますよう

お願い申し上げます。

次、議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

議案第72号の提案理由として、本案は、自治体システム標準化に伴う機能追加及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく独自利用事務の追加に伴い、所要の改正をするものでありますと示してあります。

これに関して、全協資料では、目的として、地方公共団体は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づき、独自利用事務として条例に定めた事務において、特定個人情報の管理及び庁内や他機関とのデータ連携を行うことができます。

このことについて、市民の利便性及び業務効率化の観点から、以下の3事務において、特定個人番号の利用を行うものとして、独自利用事務に追加するものでありますと述べて、3項目を列挙しております。

一つ、住登外者宛名番号管理機能を利用した住登外者の情報の管理に関する事務、2番、任意予防接種、予防接種法の予防接種以外の予防接種の接種に関する事務、三つ目、就学に必要な経費の援助（就学援助費）に関する事務、このようになっております。

そして、特定個人番号利用の内容ですけれども、住登外者宛名番号管理機能を利用した住登外者の情報の管理に関する事務、特定個人番号にひもづいたデータ管理庁内連携、ここでは、今般の自治体システム標準化に伴い、標準仕様書に準拠した住民基本台帳に登録されていないものの宛名情報を一元的に管理する住登外者宛名番号管理機能を用いて情報を管理し、他業務と連携して事務を行う場合、独自利用事務として定める必要があると、デジタル庁より通達があった。笠間市で利用する情報宛名システムにおいても、標準化により当該機能の実装を予定していることから、法令に適合するよう所要の改定を行いますとしております。

そして、2番目、任意予防接種、予防接種法の予防接種以外の予防接種の接種に関する事務は、特定個人番号にひもづいたデータの管理として、市が独自に補助事業を行っている予防接種法による予防接種、定期予防接種以外の予防接種、任意予防接種の実施に関して、市民の健康管理の観点から接種記録を個人とひもづけて確実に管理するため、特定個人番号を利用したデータ管理を行います。管理を行う予定の接種記録は、おたふく風邪などが書かれてあります。

それから、3番目の就学に必要な経費の援助（就学援助費）に関する事務では、他の機関との情報連携ということがうたわれております。笠間市では、学校教育法に基づき、経済的理由により義務教育を受けることが困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、学校生活に必要な経費の一部を援助する就学援助費支給事業を行っております。支給対象

者の認定には、課税状況や生活保護受給状況などで確認する必要がありますが、転入者に関しては、笠間市に情報がないため、転入元で取得した証明書の提出を求めています。

この事務において、認定に要する情報を他自治体から取得できるよう情報連携を開始することで、申請者は証明書の添付を省略することができるようになります。

公共情報システムの整備運用を行う際には、国の行政機関等に対してはクラウドサービスの利用検討の義務を、地方公共団体等に対しては利用検討の努力義務を課すとしています。しかし、データの扱い、自治体等の関係など重要な規程についての法的な規律事項は設けておらず、国の裁量権が大きく影響を及ぼすものと思われます。

国が推進する自治体情報システムの標準化、共通化では、自治体カスタマイズは抑制が前提とされ、国が定めたひな形に自治体の業務を制限するなど、地方自治を侵害する重大な問題があるとされています。地方自治を制約し後退させるようなことがあるとすれば、それは認められないと思います。

就学に必要な経費の援助に関する事務では、他機関との情報連携が想定されています。自治体クラウドサービスを通じた連携で他機関との情報連携がうたわれております。事務手続上の利便性はあると思いますが、ガバメントクラウドによる情報連携がさらにされるとなれば、情報漏えいの際に危険性が拡大するおそれがあります。よって、この条例には反対いたします。

議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論いたします。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時15分に再開いたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、マイクの賛成ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） マイクの賛成ボタンを押すと、賛成ボタンのランプが点滅から点灯に変わります。

賛成ボタンを押した方は、賛成のボタンのランプが赤く点灯しているか御確認ください。確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ないようですので、採決を確定します。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、マイクの賛成ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） マイクの賛成ボタンを押すと、賛成ボタンのランプが点滅から点灯に変わります。

賛成ボタンを押した方は、賛成のボタンのランプが赤く点灯しているか御確認ください。確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ないようですので、採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

教育福祉委員会委員長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、追加日程議案を配信するため、暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

資料は、タブレット、本日の日程から画面右上の更新ボタンを押してください。御覧ください。お願いいたします。

委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について

○議長（畑岡洋二君） 日程第5、委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

教育福祉委員会委員長鈴木宏治君。

〔教育福祉委員長 鈴木宏治君登壇〕

○教育福祉委員長（鈴木宏治君） 委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書についての提案理由を申し上げます。

学校現場では、子どもの貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、

様々な課題により子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間の確保が困難な状況になっているため、教職員定数改善やさらなる少人数学級の実現が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が引き下げられ、独自財源により人的措置などを行っている自治体もありますが、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

よって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持の予算を確保するよう、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ意見を提出するものです。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、教育福祉委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和7年第3回笠間市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり御苦労さまでした。

この後、直ちに全員協議会を開きますので、全員協議会室へ御参集願います。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 内 桶 克 之

署 名 議 員 益 子 康 子